

## 平成27年 8回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年12月21日

午後 1時30開会

午後 2時50閉会

場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。

石黒 和浩、栗林 松三、鈴木 義博、常本 啓二、宗像 育美、  
藤田 健一、石井 広幸、森川 健一

以上 8名

- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。

以上 0名

- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 藤田 徹

- 4 本会のための書記 農業委員会 主任 千葉 敦子

- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

### 6. 議 事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

諮問第1号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

### 7. その他

(1) 今後の予定について

(2) その他

### 8. 閉 会

事務局長	ただいまから平成27年第8回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶終了)
議長	これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、議事を進行いたします。
【欠席報告】	
	本日欠席者はおりません。
【定数報告】	
	本日の出席委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
【議事録署名委員の指定】	
	議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。
	5番〇〇委員及び6番〇〇委員を指名いたします。
会務報告につきまして、事務局から報告させます。	
事務局長	◎会務報告 (報告終了)
議長	それでは、報告事項にうつります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、事務局より説明いたさせます。
事務局長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」農地法施行規則第14条の3(賃貸借の解約等の通知)の規定に基づき、農地等の賃貸借の合意による解約をした旨の通知書が提出されたので、審議を求めるものです。 受付番号1番 賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さん、通知書の内容につきましては別紙のとおりです。農地について賃貸借の合意によ

る解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所・氏名ですが、賃貸人は、旭川市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 土地の表示等ですが、別紙のとおりで、中頓別町字上駒〇〇番〇ほか11筆で、現況地目は牧場と畑で、利用状況は採草地、合計面積〇〇〇,〇m<sup>2</sup>です。

2 賃貸借契約の内容ですが、平成22年7月20日公告の農用地利用集積計画による賃貸借で、平成32年12月31日までの10年間の賃貸借であります。

3 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりであります。

4 賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日は平成27年12月1日、

5 土地の引渡しの時期も平成27年12月1日です。

6 その他参考となるべき事項は、特にありません。

合意解約の理由は、契約内容の見直しのためであります。

この農地につきましては、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号所10番及び番号賃31番により、解約農地の一部を〇〇〇〇さんに所有権移転、残地を〇〇〇〇さんに賃貸借する予定であります。

次に、受付番号2番 賃貸人〇〇〇〇、賃借人〇〇〇〇さん、通知書の内容につきましては別紙のとおりです。農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所・氏名ですが、賃貸人は、〇〇〇〇、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 土地の表示等ですが、中頓別町字〇〇の一部ほか2筆で、現況地目は畑で、利用状況は採草地、合計面積〇〇,〇m<sup>2</sup>です。

2 賃貸借契約の内容ですが、平成27年5月11日公告の農用地利用集積計画による賃貸借で、平成32年3月31日までの5年間の賃貸借であります。

3 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりであります。

4 賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日は平成

27年12月1日、

5 土地の引渡しの時期も平成27年12月1日です。

6 その他参考となるべき事項は、特にありません。

合意解約の理由は、借主の変更のためであります。

この農地につきましては、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃30番により、解約農地の全地を〇〇〇〇さんに賃貸借するものであります。

次に、受付番号3番 賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さん、通知書の内容につきましては別紙のとおりです。農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所・氏名ですが、賃貸人は、札幌市〇〇〇〇の〇〇さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 土地の表示等ですが、別紙のとおりで、中頓別町字〇〇ほか36筆で、現況地目は畑で、利用状況は採草地、合計面積〇〇〇,〇m<sup>2</sup>です。

2 賃貸借契約の内容ですが、平成22年7月20日公告の農用地利用集積計画による賃貸借で、平成32年12月31日までの10年間の賃貸借であります。

3 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりであります。

4 賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日は平成27年12月1日、

5 土地の引渡しの時期も平成27年12月1日です。

6 その他参考となるべき事項は、特にありません。

合意解約の理由は、借主の変更のためであります。

この農地につきましては、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃29番により、解約農地の全地を〇〇〇〇に賃貸借する予定であります。

次に、受付番号4番 賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さん、通知書の内容につきましては別紙のとおりです。農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所・氏名ですが、賃貸人は、札幌市〇〇〇〇の〇〇さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 土地の表示等ですが、別紙のとおりで、中頓別町字〇〇ほか16

筆で、現況地目は畝で、利用状況は採草地、合計面積〇〇,〇m<sup>2</sup>です。

2 賃貸借契約の内容ですが、平成24年6月8日公告の農用地利用集積計画による賃貸借で、平成29年12月31日までの6年間の賃貸借であります。

3 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりであります。

4 賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日は平成27年12月1日、

5 土地の引渡しの時期も平成27年12月1日です。

6 その他参考となるべき事項は、特にありません。

合意解約の理由は、借主の変更のためであります。

この農地につきましては、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃29番により、解約農地の全地を〇〇〇〇に賃貸借する予定であります。

以上、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、4件の合意解約の内容説明を終わります。

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からの説明が終わりました。

受付番号1番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑が無いようですので、受付番号1番は承認することと致します。

次に、受付番号2番、〇〇〇〇と、〇〇〇〇さんの合意解約について質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑が無いようですので、受付番号2番は承認することと致します。

次に、受付番号3番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑が無いようですので、受付番号3番は承認することと致します。

次に、受付番号4番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について質疑はありませんか。

各委員 議長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、受付番号4番は承認することと致します。</p> <p>それでは議案の審議に移りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。</p> <p>公告予定日については、平成27年12月21日です。</p> <p>番号～所10番 土地の表示は、字〇〇、字〇〇〇の全2筆 〇〇〇, 〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況とも牧場であります。対価は〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由 牧場を隣接耕作者に譲渡する。譲受理由 牧場を譲り受け農業経営の安定を図る。譲受人の状況は、経営地は畠〇〇. 〇ha、採草放牧地〇. 〇 haであります。この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力4人、斡旋無し、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。</p> <p>次に、番号～賃28番 土地の表示は、別紙のとおりで、字〇〇ほか62筆で〇〇〇, 〇〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畠・牧場で、使用貸借による無償の賃貸であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん、借主 〇〇〇〇さん。貸付理由 農業後継者に農地を経営移譲するため。借受理由 経営移譲を受けて、経営主になるため。借受人の状況は、経営地は無し、労力1人、斡旋無し、年金加入状況は加入であります。利用権の期間は、広告日から平成37年12月31日までとなっています。</p> <p>次に、番号～賃29番 土地の表示は、別紙のとおりで、字〇〇ほか55筆で〇〇〇, 〇〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畠で、小作料は、年〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん、借主 〇〇〇〇さん。貸付理由 農地を近隣耕作者に貸付ける。借受理由 農地を借り受け農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地は無し、労力1人、斡旋無し、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。利用権の期間は、広告日</p>

から平成37年12月31日までとなっています。

次に、番号～賃30番 土地の表示は、字〇〇の一部ほか2筆で〇〇,〇〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畑で、小作料は、年〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇さん。貸付理由 農地を近隣耕作者に貸付ける。借受理由 農地を借り受け農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地は無し、労力1人、斡旋無し、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。利用権の期間は、広告日から平成32年3月31日までとなっています。

次に、番号～賃31番 土地の表示は、別紙のとおりで、字松音知〇〇ほか9筆で〇〇〇,〇〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畑で、小作料は、年〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主〇〇〇〇さん、借主〇〇〇〇さん。貸付理由 農地を近隣耕作者に貸付ける。借受理由 農地を借り受け農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地は、畠〇〇.Oha、採草放牧地〇.O haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力4人、斡旋無し、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。利用権の期間は、広告日から平成30年12月31日までとなっています。

次に、番号～賃32番 土地の表示は、別紙のとおりで、字〇〇ほか24筆で〇〇〇,〇〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畑で、小作料は、年〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主〇〇〇〇さん、借主〇〇〇〇。貸付理由 農地中間管理事業で農地を貸付ける。借受理由 農地を借り受け農地中間管理事業を実施する。利用権の期間は、広告日から平成37年12月20日までの10年間となっています。

次に、番号～賃33番 土地の表示は、別紙のとおりで、字〇〇ほか40筆で〇〇〇,〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畑で、小作料は、年〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主〇〇〇〇さん、借主〇〇〇〇。貸付理由 農地中間管理事業で農地を貸付ける。借受理由 農地を借り受け農地中間管理事業を実施する。利用権の期間は、広告日から平成37年12月20日までの10年間となっています。

次に、番号～賃34番 土地の表示は、別紙のとおりで、字〇〇ほか66筆で〇〇〇,〇m<sup>2</sup>であります。現況地目は、畠で、小作料は、年〇〇円であります。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん、借主 〇〇〇〇。貸付理由 農地中間管理事業で農地を貸付ける。借受理由 農地を借り受け農地中間管理事業を実施する。 利用権の期間は、広告日から平成37年12月20日までの10年間となっています。

以上、所有権移転10番1件、賃貸借28番から34番までの7件の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。

事務局長 それでは審査説明を行いますが、その前に農業経営基盤強化促進法第18条第1項の許可要件を説明いたします。農業委員研修資料NO04の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の許可要件をご覧ください。

(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所10番につきまして、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長 所10番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの所有権移転についての審査説明が終了しました。このことについて、何か質問はございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑が無いようですので、所10番を承認することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、所10番は承認することに決しました。

次に、賃28番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの使用貸借について、

	何か質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃28番を承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、賃28番は承認することに決しました。 次に、賃29番 ○○○○さんと○○○○さんの賃貸借について、何か質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃29番を承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、賃29番は承認することに決しました。 次に、賃30番 ○○○○と○○○○さんの賃貸借について、何か質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃30番を承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、賃30番は承認することに決しました。 次に、賃31番 ○○○○さんと○○○○さんの賃貸借について、何か質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)

- 議長 質疑が無いようですので、賃31番を承認することにご異議ございませんか。
- 各委員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認め、賃31番は承認することに決しました。  
次に、賃32番 ○○○○さんと○○○○の賃貸借について、何か質問はございませんか。
- 各委員 (質疑なし)
- 議長 質疑が無いようですので、賃32番を承認することにご異議ございませんか。
- 各委員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認め、賃32番は承認することに決しました。  
次に、賃33番 ○○○○さんと○○○○の賃貸借について、何か質問はございませんか。
- 各委員 (質疑なし)
- 議長 質疑が無いようですので、賃33番を承認することにご異議ございませんか。
- 各委員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認め、賃33番は承認することに決しました。  
次に、賃34番 ○○○○さんと○○○○の賃貸借について、何か質問はございませんか。
- 各委員 (質疑なし)
- 議長 質疑が無いようですので、賃34番を承認することにご異議ございませんか。

各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、賃34番は承認することに決しました。</p> <p>以上、所有権移転10番の1件、賃貸借28番から34番までの7件を内容とします、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」の審議が終わりました。</p> <p>続きまして、諮問事項にうつります。</p> <p>諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」を、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」は、平成27年12月21日付けで中頓別町から「農用地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定によりまして、中頓別町農業委員会の意見を求められたものであります。</p> <p>1 意見を求める農用地利用配分計画（案）の件数としましては、1件で、貸主 ○○○○ 借主 ○○○○ 詳細につきましては、先ほど、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」で審議をしました、賃32番、賃33番、賃34番で○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんの三者から○○○○が借り受けた農用地を農用地中間管理事業の実施によりまして、○○○○が借り受けるものでございます。</p> <p>農業委員会の意見と致しましては、「既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、適当であると認められる。」二つ目には、「募集区域である地区に周知を図り十分な農地調整が図られており、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、○○○○が効率的かつ安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、適当であると認められる。」としております。</p>
議長	<p>本件につきましては、○○○○さんが代表取締役となっており、また、○○○○さん、○○○○さんも構成員となっておりますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条の規定（議事参与の制限）に基づきまして、</p>

審議の場から退席をお願いします。  
暫時、休憩致します。  
(○○委員・○○委員・○○委員、退席)  
休憩を解いて、会議を再開します。  
それでは、諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」を、審議致します。何か質問はございませんか。

1番委員

今日は3名分ということだが、他にも賃貸が結ばれる予定があるということなのか。

事務局長

現在、○○○○の構成員の農地を利用しやすいように集積しているもので、既に他の事業名で賃貸中であり、今後は道の告示を行い、権利設定をしていくことになります。

議長

では、他に何か質問はございませんか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」を承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」は承認することに決しました。

暫時、休憩致します。

(○○委員・○○委員・○○委員、着席)

休憩を解いて、会議を再開します。

退席していました各委員さんに、審議の結果を報告します。

諮問第1号「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」、原案どおり承認することに決しましたので、お知らせします。

以上をもちまして、議事が全て終了しましたので、その他の案件に移らせていただきます。

その他について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、その他の事項について、ご報告申し上げます。

(1) 今後の予定につきまして、

① 平成27年度 地区別農業委員会会長・事務局長研修会

平成27年12月22日（火）14：00～16：30 稚内市総合文化センターで開催されますので、会長と事務局長で出席を致します。研修会終了後、道議との意見交換会及び情報交換会・交流会がありますので、引き続き、参加致します。

② 平成27年度 農業委員会活動強化研修会

平成28年1月13日（水）13：30～17：00 かでる2・7で開催されますので、参加できる委員さんについては、報告をお願いします。

③ 平成27年度 北海道農業会議臨時総会

平成28年1月14日（木）10：30～12：00 自治労会館で開催されますので、会長が出席を致します。

④ 全道農業者年金研究会

平成28年1月14日（木）13：00～15：30 かでる2・7で開催されますので、参加できる委員さんについては、報告をお願いします。

⑤ 平成27年度 市町村農業者年金協議会代議員等研修会

平成28年1月22日（金）13：30～16：00 稚内市総合文化センターで開催されますので、参加できる委員さんについては、報告をお願いします。

（2）その他

農業委員会委員選挙人名簿に変わる、書類の提出について、前回の総会で、平成27年9月4日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の附則、第28条第2項の部分で、「公布日以後は、旧農業委員会法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。」と規定されたことから、今回から、名簿の提出をする必要がなくなりましたが、このことについては、先の旬報でお知らせしました。農業委員会だよりも周知する予定ですが、それに変わるものも検討しています。農地基本台帳においても、農業者の世帯状況など把握する必要がありますので、農業会議等と相談しながら、書式を検討して、皆さんにお知らせ・提出を求めたいと考えていますので、ご了承願います。

議長

11月26日、町担い手育成センターハウス会議があり新規参入者の報告がされていたので、この場でも農業委員に説明をして欲しい。

事務局長

11月26日、役場に於いて、町担い手育成センターハウス会議があり、現在研修中の○○○○氏家族の新規就農について説明がありました。

今後のスケジュール（案）については、H28年5月頃に○○○○氏との譲渡契約を予定し、8月下旬頃から農場改修の着手・11月頃には農地

保有合理化事業による農地の取得、再来年の就農を目指していくことになります。

議長 パートナー対策として青年の参加を募集するのか。

事務局長 札幌市での婚活業者を通して、参加女性の募集を行ってもらい、中頓別町の青年との婚活の場を設定してもらう内容で開催を予定しています。 参加青年については事務局から5名を募集します。

議長 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年第8回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 2時50分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会長

署名委員 5番 (印)

署名委員 6番 (印)